

家畜伝染病の種類(29種)

番号	家畜伝染病の種類	対 象 家 畜	症 状 等
1	牛疫	牛、水牛、鹿、めん羊、山羊、豚、いのしし	偶蹄類に発熱・沈うつ、暗褐色の激しい下痢、口腔の丘疹・水疱などの全身症状を示し、急死または高致死率を呈す海外伝染病
2	牛肺疫	牛、水牛、鹿	マイコプラズマによる呼吸器系の異常を呈する海外伝染病
3	口蹄疫	牛、水牛、鹿、めん羊、山羊、豚、いのしし	特徴的な症状は高熱(39℃以上)と口腔、舌、鼻、蹄、乳房や乳頭における水疱の形成。泡沫性流涎、跛行、起立不能、泌乳の減少ないし停止がみられる。ウイルスの伝染力が著しく強く、経済的被害甚大
4	流行性脳炎	牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚、いのしし	夏期に流行し発熱と神経症状を呈する。日本脳炎、西部馬脳炎、ベネズエラ馬脳炎が含まれる。吸血昆虫が媒介するウイルス感染症(人獣共通感染症)
5	狂犬病	牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚、いのしし	ウイルスによる急性致死性の伝染病。発症すれば重篤な神経症状を示し死亡率はほぼ100%(人獣共通感染症)
6	水疱性口内炎	牛、水牛、鹿、馬、豚、いのしし	舌、蹄部(豚のみ)に水疱ができる海外伝染病。口蹄疫と症状が酷似
7	リフトバレー熱	牛、水牛、鹿、めん羊、山羊	ウイルスによる消化器系の異常(発熱、嘔吐、下痢)、死流産などの全身症状を呈す。(人獣共通感染症)
8	ランピースキン病	牛、水牛	ウイルスにより発熱、全身性の発疹・腫瘍を起こす。吸血昆虫により伝播
9	炭疽	牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚、いのしし	土壌菌が創傷部・消化器から感染する。突然発熱し、急性敗血症を起こす。(人獣共通感染症)
10	出血性敗血症	牛、水牛、鹿、めん羊、山羊、豚、いのしし	急死または高致死率を示す細菌による海外伝染病。肺炎型、浮腫型、胃腸炎型に分類される。
11	ブルセラ症	牛、水牛、鹿、めん羊、山羊、豚、いのしし	流死産、不妊を主徴とする。(人獣共通感染症)
12	結核	牛、水牛、鹿、山羊	牛型結核菌による慢性呼吸器感染症(人獣共通感染症)
13	ヨーネ病	牛、水牛、めん羊、山羊、鹿	細菌の感染により慢性腸炎を起こす。頑固な下痢が特徴
14	ピロプラズマ症 ※	牛、水牛、鹿、馬	原虫が赤血球に寄生し貧血や黄疸を起こす。ダニが媒介する牧野病
15	アナプラズマ症 ※	牛、水牛、鹿	リケッチアが赤血球に寄生して貧血・黄疸を起こす。
16	伝達性海綿状脳症	牛、水牛、鹿、めん羊、山羊	異常プリオンにより、脳が海綿(スポンジ)状となり、神経症状を呈す。
17	鼻疽	馬	細菌により膿様の鼻汁を流し、死亡率が高い疾病(人獣共通感染症)
18	馬伝染性貧血	馬	ウイルスにより発熱、貧血を呈する疾病。一度感染すると終生ウイルスを排出する。
19	アフリカ馬疫	馬	ヌカカにより媒介されるウイルス病。発熱、呼吸器症状、出血を呈する。
20	小反芻獣疫	鹿、めん羊、山羊	ウイルスによる伝染病。西アフリカ、中近東に分布。高熱、口や鼻の粘膜はチーズ様物に覆われ、びらん、激しい下痢と脱水で死亡する。
21	豚熱	豚、いのしし	ウイルスによる急性熱性伝染病。発熱、下痢、便秘、神経症状を呈し、経過が早く、死亡率は高い。
22	アフリカ豚熱	豚、いのしし	ウイルスによる急性熱性伝染病。豚熱と同様な症状を示すが、より激烈である。
23	豚水疱病	豚、いのしし	ウイルスによる急性熱性伝染病。口蹄疫と症状は区別できない。牛には感染しない。
24	家きんコレラ	鶏、あひる、うずら、七面鳥	細菌により急性出血性敗血症を起こす海外伝染病。 <i>Pasteurella multocida</i> 感染症のうち死亡率が70%以上の症例を呼ぶ。皮下、心外膜、消化器粘膜の出血が顕著。
25	高病原性鳥インフルエンザ(HPAI)	鶏、あひる、うずら、七面鳥、きじ、エミュー、だちょう、ほろほろ鳥	WOAHの診断基準により、高病原性鳥インフルエンザウイルスと判定されたA型インフルエンザウイルスの感染による家きんの疾病。急死、鶏冠、脚等のチアノーゼ、神経症状等を呈する。(人獣共通感染症)
26	低病原性鳥インフルエンザ(LPAI)	鶏、あひる、うずら、七面鳥、きじ、エミュー、だちょう、ほろほろ鳥	H5又はH7亜型のA型インフルエンザウイルスであって、HPAIウイルス以外のものの感染による家きんの疾病。(人獣共通感染症)
27	ニューカッスル病(病原性が高いものとして省令で定めるものに限る。*)	鶏、あひる、うずら、七面鳥	ウイルスにより神経症状、消化器症状を呈し死亡率の高い急性伝染病。人に感染し、結膜炎等を起こすことがある。(人獣共通感染症)
28	家きんサルモネラ症 ※	鶏、あひる、うずら、七面鳥	細菌により下痢や急性敗血症などを起こす。ひな白痢と家きんチフスが含まれる。(人獣共通感染症)
29	腐蛆病	蜜蜂	細菌により蜜蜂の幼虫、蛹が死亡する伝染病

(注) 対象家畜は、家畜伝染病予防法施行令(昭和28年政令第235号)で定めるものを含む。また、全て飼育されているものに限る。
 ※ 家畜伝染病予防法施行規則(昭和26年農林省令第35号)第1条及び第1条の2に定めるものに限る。